

国立大学法人九州大学と大野城市との連携協力に関する協定書

国立大学法人九州大学（以下「九州大学」という。）と大野城市は、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、九州大学が有する知的・人的資源と、大野城市の自然豊かな地域資源や文化を有機的に結び付け、産業の振興、地域課題の解決、教育研究活動その他の地域社会の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 九州大学と大野城市は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力を行う。

- （1） 九州大学と大野城市が有する資源の相互活用
- （2） 九州大学と大野城市民との交流の推進
- （3） 筑紫キャンパス周辺地域の環境整備とまちづくり
- （4） 前3号に掲げるもののほか、九州大学と大野城市が必要と認める事項

（協議）

第3条 この協定の具体的事項の実施及びこの協定に定めのない事項については、九州大学と大野城市の協議により定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の3カ月前までに、双方のいずれからも何らかの申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、双方が署名の上、各自その1通を保有する。

2019年3月18日

国立大学法人九州大学総長

大野城市長

久保千春

井本宗司